

○経済産業省告示第九十七号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和四年四月十二日

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正後欄に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条 第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を 原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認 を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべ き場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の</p>	<p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条 第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を 原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認 を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべ き場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の</p>

第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地域	貨物		
	項目 番号	関税率表 の番号等	貨物名
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>ロシア</u>	<u>1</u>	<u>22.03</u> <u>22.04</u> <u>22.05</u> <u>22.06</u> <u>2207.10</u> <u>22.08</u>	<u>アルコール飲料</u>

第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地域	貨物		
	項目 番号	関税率表 の番号等	貨物名
[略]	[略]	[略]	[略]
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]

<u>2</u>	<u>4401・21</u>	<u>木材 (チップ、</u>
	<u>4401・22</u>	<u>丸太及び単板)</u>
<u>3</u>	<u>44・03</u>	
	<u>44・08</u>	
	<u>84・07</u>	<u>機械類・電気機</u>
	<u>84・09</u>	<u>械</u>
	<u>84・12</u>	
	<u>84・13</u>	
	<u>84・14</u>	
	<u>84・15</u>	
	<u>84・18</u>	
	<u>84・19</u>	
	<u>84・21</u>	

	[新設]	[新設]	[新設]
	[新設]	[新設]	[新設]

		<u>84.22</u>	
		<u>84.24</u>	
		<u>84.28</u>	
		<u>84.31</u>	
		<u>84.43</u>	
		<u>84.50</u>	
		<u>84.62</u>	
		<u>84.66</u>	
		<u>84.71</u>	
		<u>84.73</u>	
		<u>84.77</u>	
		<u>84.79</u>	
		<u>84.81</u>	

備考									
			84・82 						
表中の「」			84・83 						
			87・03 						
			87・08 						
			87・11 						
			87・14 						

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、令和四年四月十九日から施行する。ただし、この告示の施行前に輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする輸入については、施行の日から起算して三月を経過した日までは、なお従前の例による。